

平成 29 年度国民健康保険税の改正について

国の税制改正に基づく市税条例の改正により、世帯の所得が一定額以下の場合に軽減される応益分保険税(均等割・平等割)の2割軽減と5割軽減の対象範囲が拡大されることとなりました。

なお、平成29年度国民健康保険税納税通知書は7月中旬に送付する予定です。

□軽減対象範囲の拡大

- ① 2割軽減…前年度の世帯の総所得等が、下記の計算による所得判定基準額を下回る場合に対象となります
 - 28年度：33万円＋(48万円×被保険者数)(例：3人世帯で収入は夫のみ、給与収入約278万円(所得約177万円))
 - 29年度：33万円＋(49万円×被保険者数)(例：3人世帯で収入は夫のみ、給与収入約283万円(所得約180万円))
 - ◆ 上記のとおり所得判定基準額の引き上げにより、夫の給与収入のみの3人世帯の場合、給与収入が前年度よりも5万円多い約283万円まで、2割軽減の対象となりました
- ② 5割軽減…前年度の世帯の総所得等が、下記の計算による所得判定基準額を下回る場合に対象となります
 - 28年度：33万円＋(26.5万円×被保険者数)(例：3人世帯で収入は夫のみ、給与収入約186万円(所得約112万円))
 - 29年度：33万円＋(27万円×被保険者数)(例：3人世帯で収入は夫のみ、給与収入約188万円(所得約114万円))
 - ◆ 上記のとおり所得判定基準額の引き上げにより、夫の給与収入のみの3人世帯の場合、給与収入が前年度よりも2万円多い約188万円まで、5割軽減の対象となりました

□お問い合わせ 市民税係☎2121

平成29年度後期高齢者医療保険料の軽減見直しについて

世代間・世代内の負担の公平を図り、後期高齢者医療制度を維持する観点より、低所得者層を対象に実施されてきました保険料の軽減特例措置が、次のとおり見直しされました。

なお、個人ごとの保険料は、7月中旬に送付する保険料額決定通知書をご覧ください。

□均等割の軽減対象範囲

- ① 2割軽減…前年の世帯の総所得金額等が、下記の計算による所得判定基準額を下回る場合に対象となります
 - 28年度：33万円＋(48万円×世帯の被保険者数)
(例：夫婦2人世帯で年金収入のみ、夫264万円、妻135万円(世帯総所得約159万円))
 - 29年度：33万円＋(49万円×世帯の被保険者数)
(例：夫婦2人世帯で年金収入のみ、夫266万円、妻135万円(世帯総所得約161万円))
 - ◆ 上記のとおり所得判定基準額の引き上げにより、夫婦2人世帯(共に被保険者)で年金収入のみの場合、夫の収入が前年度よりも2万円多い266万円まで、2割軽減の対象となりました
- ② 5割軽減…前年の世帯の総所得金額等が、下記の計算による所得判定基準額を下回る場合に対象となります
 - 28年度：33万円＋(26.5万円×世帯の被保険者数)
(例：夫婦2人世帯で年金収入のみ、夫221万円、妻135万円(世帯総所得約116万円))
 - 29年度：33万円＋(27万円×世帯の被保険者数)
(例：夫婦2人世帯で年金収入のみ、夫222万円、妻135万円(世帯総所得約117万円))
 - ◆ 上記のとおり所得判定基準額の引き上げにより、夫婦2人世帯(共に被保険者)で年金収入のみの場合、夫の収入が前年度よりも1万円多い222万円まで、5割軽減の対象となりました

□所得割の軽減割合

被保険者個人の所得で判定し、所得から33万円を差し引いた額が58万円以下の方の所得割の軽減割合が「5割」から「2割」に変更となりました

□被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合

後期高齢者医療制度に加入したとき、サラリーマンなどの健康保険の被扶養者だった方の均等割の軽減割合が「9割」から「7割」に変更となりました(所得割はかかりません)。ただし、市町村国保や国民健康保険組合に加入されていた方は、該当になりません。なお、所得の状況により、均等割の軽減割合が9割または8.5割に該当することがあります

□お問い合わせ 市民税係☎2121または北海道後期高齢者医療広域連合011-290-5601